

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月28日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第5号

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるもの又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）第2条第1項の規定による申請とする。</u></p> <p>附 則 [略]</p>	<p>（電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等の指定）</p> <p>第3条 公安委員会等に対して行われる申請等のうち、法第6条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるもの又は条例第3条第1項の規定に基づき電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、<u>別表の左欄に掲げる法令の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定によるものとする。</u></p> <p>附 則 [略]</p> <p><u>別表（第3条関係）</u></p> <table border="1" data-bbox="831 1095 1460 1628"><tbody><tr><td data-bbox="831 1095 1254 1193"><u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u></td><td data-bbox="1254 1095 1460 1193">第78条第1項、第4項及び第5項</td></tr><tr><td data-bbox="831 1193 1254 1384"><u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u></td><td data-bbox="1254 1193 1460 1384">第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）</td></tr><tr><td data-bbox="831 1384 1254 1482"><u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）</u></td><td data-bbox="1254 1384 1460 1482">第2条第1項</td></tr><tr><td data-bbox="831 1482 1254 1628"><u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</u></td><td data-bbox="1254 1482 1460 1628">第17条第1項</td></tr></tbody></table>	<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>	第78条第1項、第4項及び第5項	<u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u>	第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）	<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）</u>	第2条第1項	<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</u>	第17条第1項
<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>	第78条第1項、第4項及び第5項								
<u>警備業法（昭和47年法律第117号）</u>	第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）								
<u>自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号）</u>	第2条第1項								
<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）</u>	第17条第1項								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。